

株式会社国際協力銀行 人権方針

人権尊重へのコミットメント

株式会社国際協力銀行（以下「当行」といいます。）は、日本および国際経済社会の健全な発展に寄与するという目的を実現する上で「国際ビジネスの最前線で、日本そして世界の未来を展きます。」という企業理念を掲げています。こうしたなか、人権の尊重は重要な課題であることを認識し、本人権方針（以下、「本方針」といいます。）を定め、人権尊重に取り組むことを誓約します。

当行は、人権に関する国際的な規範として「世界人権宣言」¹、「国際人権規約」²、「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」³「ビジネスと人権に関する指導原則」⁴を尊重します。法令規範は国・地域によって異なりますが、当行は各国・地域の法令規範を遵守した上で、人権に関する国際的な規範を尊重するための方法を追求します。

適用範囲

本方針を踏まえ、当行の役職員（役員及び従業員）は人権を尊重します。

また、当行は、物品及びサービスのサプライヤー（以下「サプライヤー」といいます。）及び顧客に対しても、本方針の考え方を共有し、人権尊重に取り組むことを期待します。

当行の役職員

当行の役職員は、基本的人権擁護の精神に則り、行動することが求められています。顧客やサプライヤーに接するときは、相手の人権を尊重し、公正に業務を遂行します。

当行は、人種、国籍、出身地、性別、年齢、宗教、信条、障がい等によるあらゆる差別的な取扱いを禁止し、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントその他のハラスメント行為及び強制労働や児童労働、人身取引等の人権侵害を容認せず、また、従業員の結社の自由及び団体交渉権を尊重します。

サプライヤーとの協調

当行は、プライバシーポリシーに基づいて適切にサプライヤーの個人情報を取り扱うほか、サプライヤーに対する差別的な取扱いがないように努めるなど、サプライヤーとの関係において人権を尊重します。

また、当行は、サプライヤーとも本方針の考え方を共有し、サプライヤーによる人権尊重を期待します。

顧客との協調

当行は、顧客に提供する商品やサービスに関連して、プライバシーポリシーに基づいて適切に顧客の個人情報を取扱うほか、顧客に対する差別的な取扱いがないように努めるなど、顧客との関係においても人権を尊重します。

¹ 世界人権宣言 ([原文](#)・[仮訳](#))

² 社会権規約 ([原文](#)・[仮訳](#))、自由権規約 ([原文](#)・[仮訳](#))

³ 労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言 ([原文](#)・[仮訳](#))

⁴ ビジネスと人権に関する指導原則 ([原文](#)・[仮訳](#))

また、当行は、顧客とも本方針の考え方を共有し、顧客にも人権尊重を期待します。

顧客との取引にあたっては、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」⁵（以下「環境ガイドライン」といいます。）を制定しており、環境ガイドラインに沿って、プロジェクト実施主体者により、人権配慮も含め、適切な環境社会配慮がなされていることを確認し、出融資・保証（以下「出融資等」といいます。）の意思決定に反映します。出融資等の意思決定以降においても、必要に応じ、環境社会配慮が確実に実施されるようモニタリングや働きかけを行います。

救済措置へのアクセス

当行は、提供する商品・サービスが人権に対する負の影響を引き起こしたあるいはこれに関与したことが明らかになった場合、救済に向け適切に対応します。

当行は、当行内部で生じた負の影響を受けた被害救済のために内部通報窓口（コンプライアンス・ヘルプライン）を設置しています。また、当行の役職員を対象としたハラスメント相談窓口及び海外駐在員事務所のローカルスタッフ向けに特化したコンプライアンス相談窓口も設置しています。

サプライヤーや顧客からの苦情等については、各部門・部室等の担当者のほか、苦情等受付窓口（法務・コンプライアンス統括室宛）でも受け付けております。

また、環境ガイドラインでは地域住民等のステークホルダーからの苦情の早期受付及び解決促進のため、プロジェクト実施主体者に苦情受付窓口の設置を奨励しています。

ガバナンス・管理体制

本方針は、当行の取締役会にて決定され、必要に応じ見直しを行います。

教育啓発活動

当行は、本方針を役職員に周知徹底し、役職員に対する人権研修の実施等を通じて、人権課題に関する正しい理解と認識を共有するよう努めます。

ステークホルダーエンゲージメント

当行は、人権に関する取り組みを適切に情報開示し、ステークホルダーに理解頂くよう努めます。

また、当行は環境ガイドラインに関する異議申立手続⁶を導入し、当行の出融資等担当部署から独立した機関として「環境ガイドライン担当審査役」を設置しています。環境ガイドライン担当審査役は、環境ガイドラインの不遵守を理由として生じたプロジェクトに関する具体的な環境・社会問題にかかる紛争に関して、その迅速な解決のため、当事者の合意に基づき当事者間の対話を促進します。

⁵ 環境ガイドライン：<https://www.jbic.go.jp/ja/business-areas/environment.html>

⁶ 環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインに基づく異議申立手続要綱等：<https://www.jbic.go.jp/ja/business-areas/environment/disagree.html>